にいがた健康経営推進企業登録要件・にいがた健康経営推進企業マスター認定要件

大項目	中項目	小項目	にいがた健康経営推進企業登録要件	にいがた健康経営推進企業マスター認定要件
1　経営理念・方針		健康経営宣言を社内に周知しているか	必須	必須
2　組織体制		健康づくり担当者の設置	必須	必須
3　従業員の健康づくりに関する取組	健(険)診	① 健(険)診の受診勧奨	①～⑨の設問のうち、１項目以上	①～⑫の設問のうち適合項目数を評価
		② 受診勧奨のための制度等の導入		
	栄養・食生活	③ 食生活改善の推進		
	身体活動・運動	④ 運動習慣定着の推進		
	喫煙・飲酒	⑤ 禁煙・分煙の推進		
		⑥ 適正飲酒の推進		
	歯・口腔の健康	⑦ 口腔衛生の推進		
		⑧ 歯科健診の推進		
	こころの健康	⑨ メンタルヘルス対策の推進		
	労働安全衛生	⑩ 労働安全衛生に関する取組	―	
	女性特有の健康課題	⑪ 女性の健康に関する取組	―	
4　推進・評価		⑫ 健康経営の推進・評価体制	―	

・上記のほか、「健康経営の取組に関する記述内容」を評価し、上限100企業をにいがた健康経営マスターとして認定する。